

不動産関連商品の投資等に関するお伺い（法人用）

野村不動産ソリューションズ株式会社

弊社は、金融商品取引法第40条の定めにより、お客様の不動産関連商品の投資等に関する知識、経験、目的及び資力等を十分把握したうえで、お客様のご意向等に適合した商品をお勧めするよう努めております。つきましては、趣旨ご理解賜り、誠に恐縮ですが、お客様の情報をご記入下さいますようお願い申し上げます。

1. お客様の金融商品取引法上の属性につき、該当するものにチェックをお願いいたします。

- (1) 「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」（以下、「定義府令」という）第10条に定められた「**適格機関投資家**」
- (2) 定義府令第23条に定められた「**特定投資家**」
 - 上場会社
 - 資本金が5億円以上の株式会社
 - 資産流動化法の特定目的会社（TMK）
 - 金融商品取引法の金融商品取引業者
 - ↳ (第一種 第二種 投資運用 投資助言・代理)
 - 金融商品取引法第63条第5項に定める特例業務届出者
 - 上記以外の特定投資家（.....）
(注：定義府令第23条各号のいずれに該当するか、括弧内にご記入下さい。)
- (3) 上記(1) (2)のいずれにも該当しない

2. 投資判断について

- 自己のみで判断している
- 投資運用業者に資産の運用を一任している
 - ↳ 運用会社名（.....）
 - 運用会社の登録番号（.....）
- 投資助言業から投資助言を受け投資判断している
 - ↳ 投資助言（運用）会社名（.....）
 - 投資助言（運用）業の登録番号（.....）

【「適格機関投資家」に該当される場合は、以下の3.以降の質問にご回答いただく必要はございません。】

3. 上記1.の質問において、(2)の「特定投資家」のうちいずれかにチェックをされたお客さまにお聞きいたします。

金融商品取引法第45条の規定により、特定投資家については、金融商品取引法上の行為規制の一部が適用除外となります。お客様は、金融商品取引法第34条の2に基づき、当社に対し、信託受益権の売買契約等の金融商品取引契約につき、自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

金融商品取引契約に関して、自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うことをご希望されますか。

- 希望しない
- 希望する

※「希望する」にチェックされた場合にのみ、以下の5.以降の質問についてもご回答ください。

※「希望しない」にチェックされた場合には、以下の5.から11.までの質問についてご回答いただく必要はございません。

4. 上記1.の質問において、(3)にチェックをされたお客さまにお聞きいたします。

なお、下記のご回答にかかわらず、以下の5.以降の質問についてもご回答ください。

お客様は、金融商品取引法第34条の3に基づき、当社に対し、信託受益権の売買契約等の金融商品取引契約につき、自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができます。特定投資家としてお取り扱

いさせていただく場合は、金融商品取引法上の行為規制の一部が適用除外となります。(末尾「『特定投資家』に適用されない行為規制について」をご参照ください)

金融商品取引契約に関して、自己を特定投資家として取り扱うことをご希望されますか？

- 希望しない 希望する

【御社のご担当者自身の業務経験に基づき、以下、該当するものにチェックをお願いいたします。】

5. 不動産関連商品の購入（投資）の経験

- ・ 不動産
 - 経験なし 経験あり 経験はないが、商品性・リスクを理解している
- ・ 不動産信託受益権
 - 経験なし 経験あり 経験はないが、商品性・リスクを理解している
- ・ 匿名組合出資（当該出資金が、不動産事業またはこれに類する事業に充当される投資）
 - 経験なし 経験あり 経験はないが、商品性・リスクを理解している

6. 不動産関連商品の売却等の経験（不動産関連商品の購入（投資）の経験がある方のみ）

- 経験なし
- 経験あり
- 経験はないが、売却に関する特性（流動性が少なく適時に売却することができない場合があることや売却後に指標の変動等により、売却した価格より当該商品の価格が上昇する場合があること等）を理解している。

7. 保有資産の状況

- 10億円未満 50～100億円未満
- 10～50億円未満 100億円以上

【今回のお取引が不動産信託受益権のご購入の場合、以下の8・9の質問にご回答ください。】

8. 不動産信託受益権購入（投資）の目的（弊社をご利用にあたり）

- 短期的な資金運用
- 資産形成（中長期的な運用、自己のポートフォリオの改善）
- 自用または事業用資産として購入

9. 不動産信託受益権購入（投資）の方針（弊社をご利用にあたり）

- 投資元本の維持を重視し、不動産関連商品の価値が将来的にその購入価格相当額（投資元本）を下回るリスクがあるのであれば購入（投資）はしたくない。
- 投資元本の維持よりも、不動産関連商品の将来の売却利益や利回り等の収益性を重視し、不動産関連商品の価値が将来的にその購入価格相当額（投資元本）を下回るリスクがあっても、不動産関連商品を購入（投資）する。
- 信託受益権のまま、または将来的に信託契約を解消して、自用不動産として保有することを予定しているので、不動産関連商品の価値が将来的にその購入価格相当額（投資元本）を下回るリスクがあっても、不動産関連商品を購入（投資）する。

【今回のお取引が不動産信託受益権のご売却の場合、以下の10・11の事項にご回答ください。】

10. 不動産関連商品売却の目的（弊社ご利用にあたり）

- 資金調達の必要性
- 資産形成の一環（中長期的な運用、自己のポートフォリオの改善）
- その他（.....）

11. 不動産関連商品売却の方針（弊社ご利用にあたり）

- 収益よりも早期に売却することを優先する。
- 時間がかかっても、時価を上回る価格で売却したい。
- 市況を見ながら、売出し価格と売却期限を決定したい。
- 売却時期等にこだわりはない。

その他 (.....)